

別紙 1（新先進医療特約の改定内容）

※本改定に伴う給付金名称の変更等の形式的な改定については、記載を省略しています。

新：「新先進医療・患者申出療養特約」	旧：現行「新先進医療特約」				
新先進医療・患者申出療養特約	新先進医療特約				
2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除	2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除				
第4条（先進医療・患者申出療養給付金の支払い） ① 次表に定めるところにより、先進医療・患者申出療養給付金を被保険者に支払います。 <table border="1" data-bbox="98 480 1099 668"> <tr> <td data-bbox="98 480 271 668">1. 支払理由</td><td data-bbox="271 480 1099 668"> 被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたときに支払います。 イ．この特約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養^{[2][3]}であること^[4] ロ．公的医療保険制度^[5]における先進医療^[6]または患者申出療養^[7]による療養^[8]であること^[9] </td></tr> </table>	1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたときに支払います。 イ．この特約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養^{[2][3]}であること^[4] ロ．公的医療保険制度^[5]における先進医療^[6]または患者申出療養^[7]による療養^[8]であること^[9]	第4条（先進医療給付金の支払い） ① 次表に定めるところにより、先進医療給付金を被保険者に支払います。 <table border="1" data-bbox="1140 480 2141 668"> <tr> <td data-bbox="1140 480 1312 668">1. 支払理由</td><td data-bbox="1312 480 2141 668"> 被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたときに支払います。 イ．この特約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養^{[2][3]}であること^[4] ロ．公的医療保険制度^[5]における先進医療^[6]による療養^[7]であること^[8] </td></tr> </table>	1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたときに支払います。 イ．この特約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養^{[2][3]}であること^[4] ロ．公的医療保険制度^[5]における先進医療^[6]による療養^[7]であること^[8]
1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたときに支払います。 イ．この特約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養^{[2][3]}であること^[4] ロ．公的医療保険制度^[5]における先進医療^[6]または患者申出療養^[7]による療養^[8]であること^[9]				
1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたときに支払います。 イ．この特約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養^{[2][3]}であること^[4] ロ．公的医療保険制度^[5]における先進医療^[6]による療養^[7]であること^[8]				
第4条補則 [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。 [2] 「療養」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 1. 診察 2. 薬剤または治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療 [3] 公的医療保険制度において保険給付の対象となる分娩（異常分娩）を直接の原因とする療養は、疾病を直接の原因とする療養に含めます。 [4] この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた療養は、責任開始期以後に発生した原因による療養とみなします。 [5] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。 [6] 「先進医療」とは、健康保険法等に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在健康保険法等に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 [7] 「患者申出療養」とは、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在健康保険法等に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 [8] 同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、最初にその療養を受けた時に支払理由に該当したものとみなします。 [9] 先進医療または患者申出療養にかかわる技術料が「0」の場合を除きます。	第4条補則 [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。 [2] 「療養」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 1. 診察 2. 薬剤または治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療 [3] 公的医療保険制度において保険給付の対象となる分娩（異常分娩）を直接の原因とする療養は、疾病を直接の原因とする療養に含めます。 [4] この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた療養は、責任開始期以後に発生した原因による療養とみなします。 [5] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。 [6] 「先進医療」とは、健康保険法等に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在健康保険法等に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 [7] 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。この場合、最初にその先進医療についての療養を受けた時に支払理由に該当したものとみなします。 [8] 先進医療にかかわる技術料が「0」の場合を除きます。				

新：「新先進医療・患者申出療養特約」		旧：現行「新先進医療特約」					
2. 支払額	被保険者が受けた先進医療または患者申出療養にかかわる技術料 ^[10] と同額を支払います。ただし、先進医療または患者申出療養にかかわる技術料 ^[10] が1万円未満の場合には1万円を支払います。 ^[11]	2. 支払額	被保険者が受けた先進医療にかかわる技術料 ^[9] と同額を支払います。ただし、先進医療にかかわる技術料 ^[9] が1万円未満の場合には1万円を支払います。 ^[10]				
3. 支払限度	先進医療・患者申出療養給付金の支払いは、この特約の保険期間を通じて2000万円を限度とします。	3. 支払限度	先進医療給付金の支払いは、この特約の保険期間を通じて2000万円を限度とします。				
② 前項第1号イにかかわらず、この特約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める先進医療・患者申出療養給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。 1. この特約の締結の際^[12]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で先進医療・患者申出療養給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。 2. その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、先進医療・患者申出療養給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。							
第4条補則 [10]「先進医療または患者申出療養にかかわる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療または患者申出療養に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。 [11]第2号に定める金額とすでに支払った先進医療・患者申出療養給付金の金額との合計額が2000万円をこえる場合、その合計額が2000万円となる金額を支払額とします。 [12]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とします。							
第5条（先進医療・患者申出療養保障充実給付金の支払い） 次表に定めるところにより、先進医療・患者申出療養保障充実給付金を被保険者に支払います。 <table><tr><td>1. 支払理由</td><td>被保険者が前条第1項第1号の療養^[1]を受けたときに支払います。</td></tr><tr><td>2. 支払額</td><td>次のいずれか小さい金額を支払います。 イ. 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額 ロ. 50万円</td></tr></table>				1. 支払理由	被保険者が前条第1項第1号の療養 ^[1] を受けたときに支払います。	2. 支払額	次のいずれか小さい金額を支払います。 イ. 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額 ロ. 50万円
1. 支払理由	被保険者が前条第1項第1号の療養 ^[1] を受けたときに支払います。						
2. 支払額	次のいずれか小さい金額を支払います。 イ. 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額 ロ. 50万円						
第5条補則 [1]前条第2項により先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を含みます。							

第4条補則 [9]「先進医療にかかわる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。 [10]第2号に定める金額とすでに支払った先進医療給付金の金額との合計額が2000万円をこえる場合、その合計額が2000万円となる金額を支払額とします。 [11]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とします。					
第5条（先進医療保障充実給付金の支払い） 次表に定めるところにより、先進医療保障充実給付金を被保険者に支払います。 <table><tr><td>1. 支払理由</td><td>被保険者が前条第1項第1号の療養^[1]を受けたときに支払います。</td></tr><tr><td>2. 支払額</td><td>次のいずれか小さい金額を支払います。 イ. 先進医療給付金の10%相当額 ロ. 50万円</td></tr></table>		1. 支払理由	被保険者が前条第1項第1号の療養 ^[1] を受けたときに支払います。	2. 支払額	次のいずれか小さい金額を支払います。 イ. 先進医療給付金の10%相当額 ロ. 50万円
1. 支払理由	被保険者が前条第1項第1号の療養 ^[1] を受けたときに支払います。				
2. 支払額	次のいずれか小さい金額を支払います。 イ. 先進医療給付金の10%相当額 ロ. 50万円				
第5条補則 [1]前条第2項により先進医療給付金が支払われる療養を含みます。					

新：「新先進医療・患者申出療養特約」	旧：現行「新先進医療特約」
第16条（特約の失効および同時消滅） ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。 ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。 1. 主契約の消滅 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更 ③ この特約による先進医療・患者申出療養給付金の支払いが通算して2000万円に達した場合は、その先進医療・患者申出療養給付金の支払理由に該当した時にこの特約は消滅します。 第43条（先進医療・患者申出療養特約の更新時にこの特約を付加する場合の特則） 先進医療・患者申出療養特約の更新時に、先進医療・患者申出療養特約または自動更新特約に定めるところにより、更新の取扱いに準じてこの特約が主契約に付加された場合、同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けるときに、更新日の前にその一連の療養を開始したときは、更新日以後に療養を受けてもそれらの一連の療養に対しては本特約による給付を行いません。 第45条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則） この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。 （途中省略） 7. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。 第16条（特約の消滅） ① 次の場合、この特約は消滅します。 1. 定期保険特約等または総合医療特約等会社の定める特約（以下本項において「定期保険特約等」といいます。）がすべて消滅したときは、この特約は消滅します。ただし、保険期間の満了または保険金の支払いにより定期保険特約等が消滅するとき（第1回年金の支払理由に該当したときを含みます。）を除きます。 2. 被保険者が死亡したとき。ただし、前号により消滅するときを除きます。 ② この特約による先進医療・患者申出療養給付金の支払いが通算して2000万円に達した場合は、その先進医療・患者申出療養給付金の支払理由に該当した時にこの特約は消滅します。 （以下省略） 第46条（先進医療給付金の支払いがある場合の特則） 2024年9月24日以前に先進医療給付金の支払いがあるときは、先進医療・患者申出療養給付金の支払いの限度に関する規定の適用に際しては、すでに支払った先進医療給付金の金額を先進医療・患者申出療養給付金の金額に含めます。	第16条（特約の失効および同時消滅） （同 左） ③ この特約による先進医療給付金の支払いが通算して2000万円に達した場合は、その先進医療給付金の支払理由に該当した時にこの特約は消滅します。 第43条（先進医療特約の更新時にこの特約を付加する場合の特則） 先進医療特約の更新時に、先進医療特約または自動更新特約に定めるところにより、更新の取扱いに準じてこの特約が主契約に付加された場合、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けるときに、更新日の前にその一連の療養を開始したときは、更新日以後に療養を受けてもそれらの一連の療養に対しては本特約による給付を行いません。 第45条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則） この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。 （同 左） 7. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。 第16条（特約の消滅） ① 次の場合、この特約は消滅します。 1. 定期保険特約等または総合医療特約等会社の定める特約（以下本項において「定期保険特約等」といいます。）がすべて消滅したときは、この特約は消滅します。ただし、保険期間の満了または保険金の支払いにより定期保険特約等が消滅するとき（第1回年金の支払理由に該当したときを含みます。）を除きます。 2. 被保険者が死亡したとき。ただし、前号により消滅するときを除きます。 ② この特約による先進医療給付金の支払いが通算して2000万円に達した場合は、その先進医療給付金の支払理由に該当した時にこの特約は消滅します。 （以下省略） （新 設）